

【公告】住所不明組合員のみなし脱退に関して

いばらきコープ生活協同組合

代表理事 鶴長 義二

いばらきコープ定款第9条（組合員の届け出義務）、10条（自由脱退）ならびに2003年度の第16回通常総代会で採択された「住所不明組合員のみなし脱退に関する規約」に基づき、2期連続で住所確認できず利用実績のない組合員について「みなし脱退対象者」として公告いたします。

条件に該当すると思われる組合員の方は、3月10日までにお近くの宅配センター・店舗または、コープ組合員情報センターまでご連絡ください。ご住所を確認された方については「みなし脱退対象者」から除外いたします。

なお、対象となっている組合員の方のお名前は各事業所にて確認できますのでお申し付けください。ご本人からのご連絡がない場合は、3月20日をもってみなし脱退者として脱退の手続きをとらせていただきます。

公告期間：2018年2月1日～3月1日

<お問い合わせ先>

【コープデリ宅配】

- ・土浦センター ・藤代センター ・つくばセンター ・ひたちなかセンター ・水戸センター ・鹿島センター
- ・三和センター ・笠間センター ・十王センター ・千代川センター ・常陸太田センター
- ・鉾田センター ・守谷センター

ご連絡は、コープデリコールセンター TEL0120-502-310（月曜～金曜9時～20時、土曜9時～17時、日曜休み）

【店舗】

- ・コープ水戸店 TEL029-246-1421 ・コープひたちなか店 TEL029-354-3051
- ・コープつちうら店 TEL029-825-0231 ・コープうしく店 TEL029-873-2023

【コープ組合員情報センター】 TEL0285-20-3132（9時～18時 日曜定休）

